

公益法人の経理業務全般の自主点検項目に関する
チェックリストの公表について

平成27年10月19日

日本公認会計士協会近畿会
非営利会計委員会
公益法人小委員会
担当副会長 安原 徹

公益法人小委員会では、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）が経理業務全般に関して、自主的に点検すべき項目について討議・検討を重ね、今般、経理業務全般の自主点検項目に関するチェックリストを公表することとしました。

自主点検項目は、1 会計基準 2 経理規程 3 総論 4 流動資産 5 固定資産 6 負債 7 収益 8 費用 9 認定法の財務基準に分け、記載しています。

各項目は、実際に行政庁の立入検査に同行している本小委員会の委員が中心となって、現場で生じている諸課題を踏まえ、できる限り具体的に記載しています。

本チェックリストは、公益法人の自主点検のためのものであり、各チェック項目の主語に、「事務責任者は・・・」ないし「事務担当者は・・・」という文言を入れて、読取りいただければ、より具体的な確認が可能となります。

公益法人の皆様におかれましては、本チェックリストを有効に活用することで、法人における財務・ガバナンス面を強化されるようお願いいたします。

なお、本チェックリストにおいて想定しているのは一般的な公益法人の経理業務でありますので、各法人の規模、事業内容等に応じて、適宜必要なチェック項目を追加してください。

また、一般法人（一般社団法人及び一般財団法人）についても、ご参考いただければ幸いです。